

船舶事故調査報告書

令和元年7月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（防波堤）
発生日時	平成30年8月23日 07時57分ごろ
発生場所	岡山県笠岡市白石島漁港 白石島港沖防波堤東灯台から真方位270°30m付近 （概位 北緯34°24.7′ 東経133°31.1′）
事故の概要	旅客船兼自動車渡船さんようは、出航操船中、防波堤に衝突した。
事故調査の経過	平成30年8月30日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	旅客船兼自動車渡船 さんよう、150トン
船舶番号、船舶所有者等	131784、三洋汽船株式会社
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海）（履歴限定）
負傷者	なし
損傷	船首ランプドアに曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 5、視界 良好 海象：波高約1.5m、潮汐 上げ潮の末期 岡山県笠岡市には、8月22日03時30分に強風波浪注意報が発表され、本事故当時も継続中であった。
事故の経過	本船は、船長ほか甲板員2人が乗り組み、旅客8人を乗せ、車両1台を積載し、風力5の東北東風が吹く状況下、白石島漁港（以下「本件漁港」という。）において、船首を岸壁に着けた状態から出航操船中、船長が、いつもの出航船要領で支障ないと思い、北東方向に約30m後進したのち主機を前進に切り替えて右回頭を始めた。 本船は、船長が、本件漁港北側にある白石島港沖防波堤東灯台を東端として西側に延びる白石島沖防波堤（以下「本件防波堤」という。）を西側に見て航行しようとしたが、本件漁港の西南西方に圧流されたので、船首ランプドアを降ろし、一時的に接岸して出航操船をやり直そうとしたところ、船首ランプドアが本件防波堤に衝突した。
分析	本船は、出航操船中、風力5の東北東風が吹く状況下、船長が、いつもの操船要領で支障ないと思い、北東方向に約30m後進したのち主機を前進に切り替えて右回頭を始めたことから、西南西方に圧流され、本件防波堤に一時的に接岸して出航操船をやり直そうとしたところ、船首ランプドアが本件防波堤に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、出航操船中、風力5の東北東風が吹く状況下、船長が、いつもの操船要領で支障ないと思い、北東方向に約30m後進したのち主機を前進に切り替えて右回頭を始めたため、西南西方に圧流され、本件防波堤に一時的に接岸して出航操船をやり直そうとし

	たところ、船首ランプドアが本件防波堤に衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、出入港時、気象海象の影響が予想される場合、気象海象を考慮した操船方法を検討しておくこと。